

官民連携都市再生推進事業費補助金交付要綱

令和2年4月1日 国都官第13号

国土交通省 都市局長通知

第1編 総則

第1条 通則

官民連携都市再生推進事業に係る補助金（以下「補助金」という。）の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、国土交通省所管補助金等交付規則（平成12年総理府・建設省令第9号）、官民連携都市再生推進事業制度要綱（令和2年4月1日国都官第13号）の定めによるほか、この要綱の定めるところにより行うものとする。

第1条の2 目的

補助金は、官民連携都市再生推進事業制度要綱（令和2年4月1日国都官第13号）に基づき実施される官民連携都市再生推進事業を円滑かつ効果的に実施することを目的として交付する。

第1条の3 交付の対象

国土交通大臣（以下「大臣」という。）は、補助事業を実施するために必要な経費のうち、予算の範囲内で、制度要綱第3条に定める事業主体（以下「補助事業者」という。）に補助金を交付する。

第1条の4 補助対象経費及び補助金の額

補助対象経費及び補助金の額は別表1・2のとおりとする。

第2編 エリアプラットフォーム活動支援事業（国際競争力強化施設を除く。）及び普及啓発事業

第2条 申請手続

- 1 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、様式（イ）－1による申請書を速やかに大臣あて申請することとし、地方整備局長、北海道開発局長及び沖縄総合事務局長（以下「地方整備局長等」という。）に提出しなければならない。
- 2 所管地方整備局長等は、補助事業に係る補助金の交付が法令及び予算で定めるところに違反しないかどうか、補助事業の目的及び内容が適切であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか、その記載事項に不備又は不適當なものがないかどうか等を審査し、補助金を交付すべきと認めたときは、様式（イ）－2の進達書に補助事業者よりの補助金交付申請書を添え大臣に提出しなければならない。

第2条の2 交付決定の通知

- 1 大臣は、前条による申請書の提出があったときには、交付決定を行い、所管地方整備局長等はその決定を受け、様式（イ）－3により、その旨を申請者である補助事業者へ通知するものとする。
- 2 大臣は、前項の通知に際して、補助金の執行の適正化を図る上で必要な条件を付することができる。

第2条の3 申請の取下げ

補助事業者は、適正化法第9条第1項の規定により、補助金の交付申請を取り下げようとするときは、前条の補助金の交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内に様式（イ）－4による申出書を、第2条の補助金交付の申請の手続きに準じて提出しなければならない。

第2条の4 交付決定変更の承認等

- 1 補助事業者は、第2条の2の補助金の交付決定の額の変更、補助事業の内容又は補助対象経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）をする場合は、あらかじめ様式（イ）－5による申請書を、第2条の補助金交付の申請の手続きに準じて提出し、大臣の承認を受けなければならない。
- 2 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ様式（イ）－6による申請書を、第2条の補助金交付の申請の手続きに準じて提出し、大臣の承認を受けなければならない。
- 3 所管地方整備局長等は、第2条の補助金交付の申請の手続きに準じて、様式（イ）－7による進達書を提出しなければならない。
- 4 大臣は、申請書の提出に対し、第1項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。
- 5 所管地方整備局長等は、大臣により前項の変更等を行った場合は、様式（イ）－8により補助事業者へ通知するものとする。

第2条の5 事業執行困難等

- 1 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しないため、補助事業の完了予定期日を変更しようとする場合（補助金の繰越を伴わない場合を除く。）又は補助事業の遂行が困難になった場合においては、様式（イ）－9により速やかに報告書を、第2条の補助金交付の申請の手続きに準じて提出しなければならない。
- 2 所管地方整備局長等は、第2条の補助金交付の申請の手続きに準じて、様式（イ）－10による進達書を提出しなければならない。
- 3 大臣は、第1項の報告書の提出があったときは、必要に応じて指示を行うものとする。

第2条の6 状況報告

補助事業者は、補助事業の遂行及び支出状況について、所管地方整備局長等の指示があったときは、速やかに様式（イ）－11による状況報告書を所管地方整備局長等に

提出しなければならない。

第2条の7 補助事業事務の標準処理期間

補助金交付申請書の受理後、交付の決定をするまでに通常要すべき標準的な期間は30日とする。

第2条の8 実績報告

- 1 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の中止及び廃止の承認を受けたときを含む。）は、補助事業が完了した日（補助事業の中止及び廃止の承認を受けたときは、その承認の通知を受けた日。）から起算して30日以内又は補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、様式（イ）-12による実績報告書を所管地方整備局長等に提出しなければならない。
- 2 所管地方整備局長等は、前項の実績報告書を受理したときは、様式（イ）-13により大臣に報告しなければならない。

第2条の9 補助金の額の確定等

- 1 所管地方整備局長等は、前条の実績報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容（第2条の4に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めて補助金の額を確定するときは、様式（イ）-14により確定通知書を補助事業者に交付し、額の確定後様式（イ）-15により大臣へ報告しなければならない。
- 2 所管地方整備局長等は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を様式（イ）-16により命ずるものとし、前項の報告に併せ様式（イ）-15により大臣に報告しなければならない。
- 3 前項の補助金の返還の期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、納期日までに納付がない場合は、納期日から納付の日までの日数に応じ、その未納金の額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴収する。

第2条の10 補助事業の是正命令

所管地方整備局長等は、実績報告書による補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認め、これに適合させるために適正化法第16条第1項の規定により、当該補助事業の是正の命令をするときは、様式（イ）-17によりこれを行うものとする。なお、是正命令に従って行う補助事業が完了した場合は、第2条の4の規定に準じ、取り扱うものとする。

第2条の11 消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還

- 1 補助事業者は、補助事業の完了（大臣の承認を受けた中止及び廃止を含む。）後に、消費税の申告により補助金に係る消費税仕入控除税額が確定したときには、様

式（イ）－18による消費税額の額の確定に伴う報告書を速やかに所管地方整備局長等に提出しなければならない。

- 2 所管地方整備局長等は、前項の報告があったときには、当該消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の補助金の返還の期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、納期日までに納付がない場合は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納金の額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴収する。

第2条の12 交付決定等の取消等

- 1 大臣は、第2条の4第2項の補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次の各号のいずれかに該当する場合には、第2条の2の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。
 - 一 補助事業者が、適正化法、適正化法施行令若しくは本要綱又はこれらに基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合
 - 二 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
 - 三 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為を行った場合
 - 四 補助金の交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 所管地方整備局長等は、大臣により前項の取消を行った場合において、既に当該取消に係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を様式（イ）－19により命ずるものとし、様式（イ）－20により大臣に報告しなければならない。
- 3 所管地方整備局長等は、第1項の第一号から第三号までのいずれかに該当することにより、補助金の返還を命ずる場合においては、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

第2条の13 残存物件等の取扱い

補助事業に係る残存物件等については、「補助事業等における残存物件の取扱いについて」（昭和34年3月12日付建設省発第74号）及び「都市局所管補助事業等における残存物件の取扱いについて」（昭和34年5月1日付建設省計発第131号）、「都市局所管国庫補助事業等における発生物件の取扱いについて」（昭和35年1月7日付建設省計発第7号）の規定に準じ、取り扱うものとする。

第2条の14 取得財産等の管理等

- 1 補助事業者は、補助事業に要する経費により取得し、又は効用の増加した財産（以下この編において「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、効率的に運用しなければならない。

2 補助事業者は、取得財産等について、様式（イ）－21による取得財産等管理台帳を備え、管理しなければならない。

第2条の15 財産処分の制限

補助事業者が取得財産等について処分をしようとするときは、様式（イ）－22による申請を行ってあらかじめ所管地方整備局長等の承認を受けなければならない。この場合において、取得財産等を処分することにより、収入があると認められる場合には、補助事業者は原則としてその収入の一部又は全部を国に納付しなければならない。

第2条の16 保全活用状況等の報告

補助事業者は、補助事業の終了後においても所管地方整備局長等の指示があったときは、補助事業に係る施設の保全活用状況等について速やかに報告しなければならない。

第2条の17 補助金の経理

- 1 補助事業者は、補助事業について様式（イ）－23による収支簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入額及び支出額を記載し、補助金の使途を明確にしておかなければならない。
- 2 補助事業者は、前項の支出額について、その支出内容を証する書類を整備し、前項の収支簿とともに補助事業完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

第2条の18 補助金調書

補助事業者は、補助事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにする様式（イ）－24による調書を作成しておかなければならない。

第2条の19 概算払等

補助事業者は、補助金の全部又は一部について概算払又は精算払を受けようとするときは、様式（イ）－25による概算払請求書又は精算払請求書を国土交通大臣官房会計課長に提出しなければならない。

第2条の20 補助事業者の監督

所管地方整備局長等は、必要があると認められるときは、補助金の交付の目的を達成するため必要な限度において、補助金の交付を受ける補助事業者に対し、補助金の使途について必要な指示を行い、報告書の提出を命じ、又はその状況を実地に検査することができる。

第3編 国際競争力強化施設整備

第3条 申請手続

補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、様式（ロ）－1による申請書及び様式（ロ）－2による工事設計書を速やかに大臣あて申請しなければならない。

い。

第3条の2 交付決定の通知

- 1 大臣は、前条による申請書の提出があったときには、補助事業に係る補助金の交付が法令及び予算で定めるところに違反しないかどうか、補助事業の目的及び内容が適切であるかどうか、金額の算定に誤りがないかどうか、その記載事項に不備又は不適当なものがないかどうか等を審査し、補助金を交付すべきと認めたときは交付決定を行い、様式（ロ）－3により、その旨を申請者である補助事業者に通ずるものとする。
- 2 大臣は、前項の通知に際して、補助金の執行の適正化を図る上で必要な条件を付すことができる。

第3条の3 申請の取下げ

補助事業者は、適正化法第9条第1項の規定により、補助金の交付申請を取り下げようとするときは、前条の補助金の交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内に様式（ロ）－4による申出書を、第3条の補助金交付の手続きに準じて提出しなければならない。

第3条の4 交付決定変更の承認等

- 1 補助事業者は、次の各号に掲げる事項のいずれかについて変更（軽微な変更を除く。）をする場合は、あらかじめ様式（ロ）－5による変更申請書及び様式（ロ）－2による変更工事設計書を、第3条の補助金交付の手続きに準じて提出し、大臣の承認を受けなければならない。
 - 一 第3条の2の補助金の交付決定の額の変更
 - 二 補助事業の内容
 - 三 補助対象経費の配分
- 2 前項第2号に掲げる事項に係る軽微な変更とは、次の各号に掲げる変更以外の変更で補助金の額に変更を生じないものをいう。
 - 一 工事施行箇所の変更で工事の重要な部分に関するもの
 - 二 施設の構造及び工法の変更のうち工事の重要な部分に関するもの並びに規模の変更で、第3条の2の補助金の交付の決定の基礎となった設計（変更設計を含む。）に基づく工事の程度を著しく変更するもの
 - 三 本工事費及び附帯工事費の工種別の金額の3割（当該工種別の金額の3割に相当する金額が900万円以下であるときは900万円）又は3,000万円を超えるもの
- 3 第1項第3号に掲げる事項に係る軽微な変更とは、本工事費及び附帯工事費の相互間における流用で流用先の経費の3割（当該流用先の経費の3割に相当する金額が300万円以下であるときは300万円）以内の変更となるものとする。
- 4 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ様式（ロ）－6による申請書を、補助金交付の手続きに準じて提出し、大臣の承認を

受けなければならない。

5 大臣は、申請書の提出に対し、第1項の承認をする場合において、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

6 大臣は、前項の変更等を行った場合は、様式（ロ）－7により補助事業者に通知するものとする。

第3条の5 事業執行困難等

1 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しないため、補助事業の完了予定期日を変更しようとする場合（補助金の繰越を伴わない場合を除く。）又は補助事業の遂行が困難になった場合においては、様式（ロ）－8により速やかに報告書を、第3条の補助金交付の申請の手続きに準じて提出しなければならない。

2 前項の規定による場合のほか、完了予定期日の変更を報告しようとする補助事業者は、様式（ロ）－9により報告書を大臣に提出しなければならない。

3 大臣は、前2項の報告書の提出があったときは、必要に応じて指示を行うものとする。

第3条の6 状況報告

補助事業者は、補助事業の遂行及び支出状況について、大臣の指示があったときは、速やかに様式（ロ）－10による状況報告書を大臣に提出しなければならない。

第3条の7 事業費の費目の内容及び算定方法

1 補助事業の事業費の区分及び各費目の内容については、「都市局所管国庫補助金交付申請要領（平成13年6月27日付国都総第2000号都市・地域整備局長通知）」の別表第2を準用する。

2 事業費の算定の要領及び基準については、「補助事業等に係る工事設計書の作成について（昭和34年4月1日付建設省会発第107号、建設事務次官通達）」によるほか、「都市局所管国庫補助金交付申請要領（平成13年6月27日付国都総第2000号都市・地域整備局長通知）」の別表第3を準用する。

3 設計単価及び歩掛の算出について、前2項の定めにより難い特別な事情があるときは、諸要素を勘案して適正な単価等を用いて算出し、その算出に用いた資料を提出することとする。

第3条の8 交付申請の受理等

都市計画法に基づく都市計画事業として施行するもののうち、都市計画事業の認可又は承認（変更を含む。）の手続きが終了していないものについては、補助金の交付の申請又は交付決定変更の申請は受けないものとする。

第3条の9 補助事業事務の標準処理期間

補助金交付申請書の受理後、交付の決定をするまでに通常要するべき標準的な期間は30日とする。

第3条の10 全体設計の事前承認

- 1 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、施工上設計を分割することが困難又は著しく不経済なもの等で一括して施工する必要がある、かつ、その施工年度が2以上にわたる建築物の建築等の工事を施行しようとする場合において、初年度の補助金の交付申請前に、「全体設計承認申請書」（様式（ロ）－11）に交付申請の場合に準じて作成した全体工事設計書及び関係図面を添付して国土交通省都市局長の承認を受けなければならない。
- 2 全体設計の変更をしようとする場合についても、前項の規定に準じて国土交通省都市局長の承認を受けなければならない。

第3条の11 実績報告

- 1 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の中止及び廃止の承認を受けたときを含む。）は、補助事業が完了した日（補助事業の中止及び廃止の承認を受けたときは、その承認の通知を受けた日。）から起算して30日以内又は補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、様式（ロ）－12による実績報告書を大臣に提出しなければならない。ただし、この期日によることが困難な特別な事由があるものについては、補助事業の完了の日の属する年度の翌年度の6月末日までに提出してもさしつかえない。
- 2 複数年度にまたがる建築物の建築等の工事を施行する補助事業者は、補助事業の交付決定に係る国の会計年度が終了したときは、当該交付決定の所属会計年度の翌年度の4月30日までに、様式（ロ）－13による年度終了実績報告書を大臣に提出することとする。

第3条の12 補助金の額の確定等

- 1 大臣は、前条の実績報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容（第3条の4に基づく承認をした場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めて補助金の額を確定するときは、様式（ロ）－14により確定通知書を補助事業者に交付するものとする。
- 2 大臣は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を様式（ロ）－15により命ずるものとする。
- 3 前項の補助金の返還の期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、納期日までに納付がない場合は、納期日から納付の日までの日数に応じ、その未納金の額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴収する。

第3条の13 補助事業の是正命令

大臣は、実績報告書による補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認め、これに適合させるために適正化法第16条第1項の規定により、当該補助事業の是正の命令をするときは、様式（ロ）－16によりこれを行

うものとする。なお、是正命令に従って行う補助事業が完了した場合は、第3条の11の規定に準じ、取り扱うものとする。

第3条の14 消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還

- 1 補助事業者は、補助事業の完了（大臣の承認を受けた中止及び廃止を含む。）後に、消費税の申告により補助金に係る消費税仕入控除税額が確定したときには、様式（ロ）-17による消費税額の額の確定に伴う報告書を速やかに大臣に提出しなければならない。
- 2 大臣は、前項の報告があったときには、当該消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 前項の補助金の返還の期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、納期日までに納付がない場合は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納金の額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴収する。

第3条の15 交付決定等の取消等

- 1 大臣は、第3条の4第4項の補助事業の中止又は廃止の申請があった場合及び次の各号のいずれかに該当する場合には、第3条の2の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。
 - 一 補助事業者が、適正化法、適正化法施行令若しくは本要綱又はこれらに基づく大臣の処分若しくは指示に違反した場合
 - 二 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
 - 三 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢その他不適當な行為を行った場合
 - 四 補助金の交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 大臣は、前項の取消を行った場合において、既に当該取消に係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を様式（ロ）-18により命ずるものとする。
- 3 大臣は、第1項第1号から第3号までのいずれかに該当することにより、補助金の返還を命ずる場合においては、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

第3条の16 残存物件等の取扱い

補助事業に係る残存物件等については、「補助事業等における残存物件の取扱いについて」（昭和34年3月12日付建設省令第74号）及び「都市局所管補助事業等における残存物件の取扱いについて」（昭和34年5月1日付建設省計発第131号）、「都市局所管国庫補助事業等における発生物件の取扱いについて」（昭和35年1月7日建設省計発第7号）の規定に準じ、取り扱うものとする。

第3条の17 取得財産等の管理等

- 1 補助事業者は、補助事業に要する経費により取得し、又は効用の増加した財産（以下この編において「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、効率的に運用しなければならない。
- 2 補助事業者は、取得財産等について、様式（ロ）－19による取得財産等管理台帳を備え、管理しなければならない。

第3条の18 財産処分の制限

補助事業者が取得財産等について処分をしようとするときは、様式（ロ）－20による申請を行ってあらかじめ大臣の承認を受けなければならない。この場合において、取得財産等を処分することにより、収入があると認められる場合には、補助事業者は原則としてその収入の一部又は全部を国に納付しなければならない。

第3条の19 保全活用状況等の報告

補助事業者は、補助事業の終了後においても大臣の指示があったときは、補助事業に係る施設の保全活用状況等について速やかに報告しなければならない。

第3条の20 補助金の経理

- 1 補助事業者は、補助事業について様式（ロ）－21による収支簿を備え、他の経理と区分して補助事業の収入額及び支出額を記載し、補助金の使途を明確にしておかなければならない。
- 2 補助事業者は、前項の支出額について、その支出内容を証する書類を整備し、前項の収支簿とともに補助事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

第3条の21 概算払等

補助事業者は、補助金の全部又は一部について概算払又は精算払を受けようとするときは、様式（ロ）－22による概算払請求書又は精算払請求書を国土交通大臣官房会計課長に提出しなければならない。

第3条の22 補助事業者の監督

大臣は、必要があると認められるときは、補助金の交付の目的を達成するため必要な限度において、補助金の交付を受ける補助事業者に対し、補助金の使途について必要な指示を行い、報告書の提出を命じ、又はその状況を実地に検査することができる。

附則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 官民連携都市再生推進事業費補助金制度要綱第2条第2項第六号に掲げる補助事業については、令和3年度末までの間、支援できることとする。

別表1 エリアプラットフォーム活動支援事業

区分	補助対象経費	補助事業者	補助金の額
エリアプラットフォームの構築	・エリアプラットフォームの構築・運営に要する費用	・エリアプラットフォーム	定額 ^{※2}
未来ビジョン等の策定	・未来ビジョン等の策定及び改定のための基礎データの収集・分析、社会実験、専門家の活用、勉強会・意識啓発活動に要する費用	・地方公共団体 ^{※1}	新規：定額 ^{※2} 改定：1／2
シティプロモーション・情報発信	・未来ビジョン等に基づく、まちづくりの担い手や多様な人材を惹きつけるための情報発信（コンテンツ作成、国際的ビジネス環境等改善に資するWi-Fi等環境整備）、展示会出展及び国際会議等に合わせたイベントの開催に要する費用	・エリアプラットフォーム	1／2 ^{※3}
社会実験・データ活用	・未来ビジョン等に基づく、都市の魅力や国際競争力を向上するための事業実施にあたり必要となる社会実験・実証事業等（施設・機材の設置、調査、実施運営等）に要する費用 ・上記事業の実施に必要な都市利便増進協定に基づく都市利便増進施設、歩行者経路協定に基づき歩行者経路を構成する施設又は低未利用土地利用促進協定に基づく居住者等利用施設（いずれも市町村長の認定又は認可を受けたものに限る）の整備に要する費用		1／2 ^{※3}
国際交流創造施設整備	・未来ビジョン等に基づく、国際交流創造施設の整備に要する工事費、附帯工事費、測量設計費又は補償費		1／3
国際競争力強化施設整備	・未来ビジョン等に基づく、国際競争強化施設（都市再生特別措置法に基づき民間事業者が申請し国交大臣の認定を受けた民間都市再生事業において整備される施設）の整備に要する費用 ^{※4}		0.23×1 ／3

- ※1 「エリアプラットフォーム構築」及び「未来ビジョン等策定」のうち新規に取り組む地域に限る。
- ※2 「エリアプラットフォーム構築」及び「未来ビジョン等策定」のうち新規に取り組む事業については、合計年額1,000万円を上限とする。(最大2年間)
- ※3 1事業あたり1年間に限る。
- ※4 補助対象経費は、次の算定式により算出するものとする。
算定式： $A = B \times C / D$
A：補助対象経費
B：本工事費及び附帯工事費の合計
C：国際競争力強化施設の用に供する部分の床面積
D：大臣の認定を受けた民間都市再生事業により整備される建築物の床面積の合計

別表2 普及啓発事業

区分	補助対象経費	補助事業者	補助金の額
普及啓発事業	<ul style="list-style-type: none"> ・都市の課題解決をテーマとし、多様な人材を巻き込んだワークショップを開催するなど、まちづくりの現場における課題解決に向けた持続可能な活動を実践する人材の育成を図る仕組みの構築・運営 ・上記と連携した、優れたまちづくり活動の普及啓発 	<ul style="list-style-type: none"> ・都市再生推進法人 ・民間事業者等 	定額